

富士川町公共下水道 特記仕様書

第1節 総 則

第1条 摘 要

- 1 この特記仕様書は、山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）で定める特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本工事は、
場 所 南巨摩郡富士川町大久保地内
工 事 名 長沢污水枝線 32-2-8-2 号管布設工事
であり、この特記仕様書は共通仕様書を補完する。
- 3 本工事の施工にあたっての一般事項は、「共通仕様書」によるものとする。
なお、下水道の施工に関しては、「下水道土木工事必携(案)最新の公益社団法人日本下水道協会」（以下「下水道工事必携(案)」とする）によるものとする。

第2条 施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書は、現場着工前までに提出すること。その際、緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。また、本工事の内容に応じた施工・安全訓練等の具体的な計画や下請負の予定がある場合は、その業者名・下請負範囲・下請負の現場代理人等を施工体系図で明記する（明記できない箇所は監督員と協議する）。

第3条 工事の下請負

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合は、金額・工種の如何に関わらず末端の下請負者まで反映させた「下請負者体系図」を作成し、遺漏・誤謬がないよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「下請負者体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

第4条 建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等については、廃棄物処理法に基づき都道府県から該当廃棄物の処分業の許可を得ている再資源化施設で適正に処理すること。

第5条 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し、処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第6条 建設発生土（残土）

- 1 本工事の発生土について、建設副産物処理基準（建設発生土）の指定処分Bとし設計運搬距離の範囲において、搬出先を選定し搬出するものとする。請負者は搬出先について監督員の承諾を得ることとし運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更の対象とするが、設計運搬距離以上の場合はその理由を明確にすること。また、施工計画書に位置、経路を明記すると共に、処理地に民有地を使用する場合は所有者と十分協議して処理すること。それ以外の廃材等（コンクリート塊、アスファルト塊、建築廃材、廃油、汚泥等）は絶対に混入しないこと。このような事実が明らかになった場合、請負者の負担により処理するよう指示することが有り得る。
- 2 請負者は建設発生土の搬出先について現地及び処理に伴う許可状況等を事前調査し、報告するものとする。
- 3 処分に際し、処分計画等を施工計画書等を含め監督員に提出するものとする。

第7条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省 HP に登録されている建設リサイクル報告様式により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。また、受注者は、計画及び確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用し入力することも可とし、この場合は電子データの提出は不要とする。

※建設リサイクル報告様式の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている、記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-18 建設副産物第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準 [5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準 [7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。※ 建設発生土の搬出先計画制度に基づく建設発生土の搬出先の確認（確認結果票）の様式、作成にあたっての解説については、国土交通省 HP からダウンロードして入手すること。また、運用についても国土交通省 HP の内容によるものとする。

<建設発生土の搬出先計画制度>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000

<確認結果票様式及び作成にあたっての解説>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

第8条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、安全確保のため道路灯、バリケード等保安施設の保守点検を行うものとする。
- 3 工事区域内での車両の運行、又は歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導員を配置し、通行の誘導や路面の補修に努める等、交通および保安上十分な措置を講じること。
- 4 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
- 5 豪雨、出水、その他天災に関する具体的な対策を計画し、監督員に提出するものとする。
- 6 管路施設内の作業を行う場合は、「管路内作業における安全管理について」を遵守すること。管路施設（マンホール、ますを含む）内作業時は、酸素欠乏危険作業主任者を定め現場に常駐させ、酸素濃度、硫化水素濃度等を計測するとともに、本管および人孔内の換気を十分に行うこと。

第9条 交通誘導員

交通誘導警備員は、原則起点側、終点側に各1名配置する。条件の変更が必要となる場合は、監督員と協議すること。

第10条 事業損失防止

- 1 工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を下記の要領で行い、監督員に報告しなければならない。特に工事中の騒音・振動対策に努め、地域住民からの苦情の無いよう、努めなくてはならない。
 - 1) 地盤沈下及び移動の測定
工事起終点前後50m間を含む工事区間の両側、官民境界及び道路面上の縦断測定を行うものとする。
 - ① 沿道調査
施工区域の地盤および道路構造物の変位変形を測量、写真撮影などにより施工前、施工中、施工後および必要に応じて随時行うこと。
 - ② 騒音・振動調査
騒音・振動調査については監督員と協議し、必要な場合は調査を行わなければならない。
 - ③ その他
規格・仕様書に規定がある試験または必要と認められる試験は、監督員の指示により請負者の負担で実施しなければならない。
 - 2 工事施工期間中沿道に被害があった場合は、速やかに状況を調査し、監督員に報告しなければならない。

第11条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

- 1 段階確認の計画書作成
工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階

確認工程表を作成し、施工計画書に含め、提出しなければならない。

2 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3 段階確認の注意事項

段階確認においては、検査(確認)部分の出来型が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

4 その他

段階確認の計画書について、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第 12 条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着者、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 3 過積載車輛、さし枠装着者、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着者、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 13 条 土木工事における排出ガス対策型建設機械の原則使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号 最終改正平成 22 年 3 月 18 日付国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号、最終改正平成 24 年 3 月 23 日国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号、最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（平成 16 年 9 月 1 日までに装着したものに限る。）を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。

又、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。尚、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機 種	備 考
・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)〔油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機〕 ・ローラ類 〔ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ〕 ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上272kW以下）を搭載した建設機械に限る。

第 14 条 工期

本工事の工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から別途定める日までとする。なお、休日等には、日曜日・祝日および夏季休暇・年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出るものとする。

第 15 条 建設リサイクル法の対象工事の届出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第 16 条 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、山梨県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
 - 2 本工事の写真管理は、山梨県土木工事写真管理基準によるものとする。
 - 3 上記に対象工種等が無い場合は下水道工事必携(案)によるものとする。
 - 4 上記でも工種が無い場合は、事前に監督員と協議し決定する。
3. または 4. で施工管理する場合は、必ずその旨を備考欄等に明記すること。

第 2 節 材 料

第 17 条 再生資材の利用

施工者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	使 用 箇 所
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤工の材料 構造物の基礎材料
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 (13)	表層工の材料

第 18 条 埋戻材（共通）

埋戻し材については、設計図書に記された基準を満たす材料を使用するものとし、施工に当たっては事前に監督員の承諾を受けること。

第 19 条 埋戻材（現場発生土）

現場発生土の埋戻であっても十分な締固め度が得られるものでなければならない。（第 28 条参照）尚、現場条件により埋め戻し材に適さないと判断された場合は監督員と協議するものとする。

第 20 条 埋戻材（現場発生路盤材）

道路の掘削で生じる既存路盤材は、基礎材及び管周りの埋戻材として使用するため、他の発生土等と分別保管すること。ただし、既存路盤材が薄い等で地山との分別掘削が困難な場合や木片等の不純物が多く混入する場合は、監督員と協議すること。

第 21 条 マンホール鉄蓋

- 1 マンホールの鉄蓋は、富士川町が定める「下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書」によるものとする。
- 2 上記仕様書に定めのないものについては、JSWAS 規格によるものとする。

第 22 条 山留工および支保工

- 1 本工事の管路布設工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等については請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し、施工するものとする。
- 2 山留工の施工に先立ち、周辺環境や沿道住民の悪影響を防ぐための対策を講じること。
- 3 山留材料は、使用に先立ち、その材質、断面欠損、変形の精度等をよく点検し、構造計算との適合性を確認すること。
- 4 掘削根切りは、不安定な形にならないようにバランスよく掘り進めること。
- 5 特にスピンドルや切梁等、支保材の要となる部品については、きちんと組み立てて固定しながら掘削するものとし、地山の崩落事故防止に努めること。
- 6 土留工の施工手順を熟知し、適切な施工をすること。
- 7 その他、設計図書によりがたい場合は監督員と協議すること。

第 23 条 起工測量

請負者は工事着手前に中心線測量および縦断測量等を実施し、管渠布設位置および延長を確認しておかなければならない。なお、本工事に使用する水準点および基準点は監督員の指示する測点を用いなければならない。

第 24 条 地下埋設物

請負者は工事着手前に、図面等を基に既存地下埋設物を請負者の負担により調査し、立会等により、位置および深度等を事前に再度確認しておかなければならない。また、その埋設物の管理者と十分協議し、施工を行うこと。

第 25 条 配管計画（曲管を使用する場合）

- 1 請負者は前条の規定による成果をもとに配管計画を請負者の負担により実施し、配管計画書を監督員に提出し、承認を得なければならない。
- 2 既存地下構造物等が支障となり、管渠の線形を変更しなければならない場合、請負

者は現場の状況がわかる図面を直ちに作成し、監督員と協議し、承認を得なければならない。

- 3 既存地下埋設物を移設する必要がある場合、請負者はこの埋設物管理者との協議に必要な資料を作成し監督員に提出すること。
- 4 本工事に着工した後においても、以上の対応がすみやかに実行できるよう事前に対策を講じ、施工計画書に記述すること。

第 26 条 管渠測量

工事の過程においては、管頂部付近までの埋戻しが確実に終了した時点で定期的に監督員の立会（段階確認）のもとで管渠の位置・標高を確認すること。

第 27 条 埋戻工

- 1 一層厚は 20cm を限度とし、機械および人力により十分に転圧し、不等沈下を起こさぬよう施工すること。
- 2 管周りの碎石埋戻しについては、管に直接あたらないように投入すること。
- 3 管の側面は蛇行に注意しながら十分な突き固めを行うこと。

第 28 条 埋戻し締固め度管理

試験施工にて締固め度 90%以上を確保する埋戻し方法を規定し、その方法を監督員に提出、了承を得た後施工を行うこと。

下記又は同等以上と認められる品質管理を行い、試験結果を監督員に提出すること。

品質管理項目	試験項目	試験方法	規格値	試験頻度
埋戻し工	現場密度試験	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧 [4] -191	最大乾燥密度の 90%以上	500m ³ につき 1 回、ただし 1,000m ³ 未満の工事では 1 工事あたり 2 回以上
		または RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上	1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。1 管理単位あたりの測定点数の目安は次のとおり。 0～500m ² : 5 点 500～1,000m ² : 10 点 1,000～2,000m ² : 15 点

第 3 節 その他

第 29 条 請負者の現場事務所及び材料置場

- 1 請負者の現場事務所および資材置場は、必要に応じ請負者の負担で借地のうえ設置すること。
- 2 現場事務所には連絡用電話 1 台を設けること。（携帯電話で可）
- 3 防火、清掃、その他事務所の維持に必要な措置を講じること。

第 30 条 工事前電力設備

工事前電力設備は、関係法令に基づき設置・設備管理を行うこと。

第 31 条 環境対策

運搬路等については、粉塵等により公衆に迷惑を及ぼさないよう適時に散水防塵等を実施するものとする。

第 32 条 高度技術・創意工夫・社会性等実施状況

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 33 条 工事排水

水替等に伴う工事排水は土砂沈殿後に周辺河川および排水路に汚染・汚濁のないように十分管理すること。

第 34 条 週休 2 日制

本工事は、受注者が週休 2 日を選択することができる。取り扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日から適用する富士川町週休 2 日工事実施要領による。工事着手前までに週休 2 日の取り組みの有無を監督員に報告すること。

第 35 条 その他

この特記仕様書により難しい場合、記載無き事項および疑義の生じた際には、監督員と協議し決定するものとする。